

瑞穂町生涯学習推進団体 登録概要

瑞穂町では、町民が自主的に組織する団体・グループ・サークル等（以下「団体等」という。）が生涯学習推進のために行う学習活動等を支援することを目的として、瑞穂町生涯学習推進団体登録要綱を制定しています。

■ 瑞穂町生涯学習推進団体に登録できるのは、次の要件に該当する団体等です。

- 1 生涯学習を推進するための主体的、継続的な学習活動を行うことを主たる目的とし、次の行為を行わない団体等であること。
 - (1) 営利を目的とした事業またはこれに類する行為。
 - (2) 特定の政党の利害に関する事業を行い、または公の選挙に関し、特定の候補を支持する行為。
 - (3) 特定の宗教を支持し、または特定の教派、宗派若しくは教団を支援する行為。
- 2 公の支配に属さない団体等で、組織及び運営に次の要件を備えていること。
 - (1) 団体等の構成員が5人以上で、当該構成員の3分の2以上の者が町内に在住、在勤または在学していること。

※5人構成の場合：4人が町内在住在勤または在学であること。
 - (2) 団体等の主たる活動の場及び活動の本拠としての事務所または連絡先が町内にあること。
 - (3) 団体等の代表者は町内に居住する（在住者）、または連絡先がある者（在勤・在学者）とする。
 - (4) 規約または会則を有し、継続的に学習活動を行っていること。

■ 瑞穂町生涯学習推進団体登録団体に認定されると、次の支援が受けられます。

1 施設の利用

生涯学習推進団体登録団体（以下「登録団体」という。）の活動において、町施設の使用料が免除または減額となります。**ただし、各団体が公平に使用できるよう 1 団体につき週 1 回 1 施設(活動場所)1 区分の免除または減額とします。免除または減額となる施設は、本来、使用するにはお金が掛かる有料施設です。施設を使用するたびに、経費(電気代等)が掛かっていることをご認識くださいますようお願いいたします。**

※ 近年、登録団体の増加に伴い、施設利用率も高くなってきています。一般の方の利用も考慮し、適切な利用をお願いします。守っていただけない団体は、登録を取り消させていただくことがあります。

(1) 使用料が免除または減額となる施設

ビューパーク・スカイホール施設、体育施設(使用者全員が町民なら無料)、郷土資料館(けやき館)、耕心館、瑞穂町図書館、元狭山ふるさと思い出館、町民会館、殿ヶ谷会館、石畑会館、石畑中央会館、箱根ヶ崎北会館、箱根ヶ崎中央会館、箱根ヶ崎南会館、箱根ヶ崎西会館、長岡会館、長岡南会館、むさしの会館、むさしの防災会館、武蔵野コミュニティセンター、元狭山コミュニティセンター、長岡コミュニティセンター、ふれあいセンター、寄り合いハウスいこい

※体育施設の照明を使用した場合の照明設備使用料は減免となりません。

※町民会館、各地区会館に関してはこの限りではありません。

(2) 施設使用における注意事項

- ・ **登録団体が活動で町施設を使用するときは、施設の使用申請をする際に必ず「生涯学習推進団体登録証」を申請書と一緒に提示する。**
- ・ 登録団体以外の団体での活動や個人的な利用において「生涯学習推進団体登録証」を使用することはできない。
- ・ 施設利用の際は各施設の規則等を遵守し、また 5 名以上で利用すること。

2 印刷機の利用

登録団体の活動において、町施設に設置されている印刷機を利用することができます。

(1) 設置場所

スカイホール、生涯学習センター、武蔵野コミュニティセンター
元狭山コミュニティセンター、長岡コミュニティセンター

(2) 利用時間

各施設とも開館日の午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

(3) 印刷機利用における注意事項

- ・ **登録団体登録証を各施設の窓口に提示することで印刷機を利用できる。**
- ・ 印刷機は、原稿 1 枚につき 10 枚以上印刷する場合に利用する。
- ・ 印刷する用紙は各団体で用意する。
- ・ 印刷機の利用が終わったら利用前の状態に戻し、窓口に終了の報告をして使用簿を記入する。
- ・ 印刷機にエラーや故障が発生したら、必ず窓口に報告する。

■ **瑞穂町生涯学習推進団体登録団体となるには、申請書類等を揃え、社会教育課社会教育係に提出してください**

■ **申請書類等の提出に当たっての注意事項等**

- (1) 申請書類は原本を提出してください。控が必要な場合は、各自でご用意ください。
- (2) 提出時に窓口で申請書類の確認をさせていただきますが、認定審査の際、記入漏れや不明な点などがありましたら、申請者へ申請書類を返却いたします。記入漏れ等がないよう「瑞穂町生涯学習推進団体登録申請に伴う申請書類等の記入の仕方」を確認しながらご記入ください。
- (3) 継続申請において、申請書、会員名簿、活動計画、活動報告の内容と、規約または会則の内容が違っていることがあります。申請書類提出前に規約または会則の確認をしてください。
- (4) 申請書類の記入の仕方不明な点等ありましたら下記までご連絡ください。

■ **申請書類提出・問合せ先**

[事務局] 瑞穂町教育委員会 教育部 社会教育課
社会教育係(役場庁舎 3 階)
T E L : 0 4 2 - 5 5 7 - 6 6 9 5